

報告第1号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第7号

損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月8日専決

新城市長 下 江 洋 行

- | | |
|-----------|--|
| 1 賠償する相手方 | 国 |
| 2 事案の概要 | 令和7年11月に退職した職員に支給した退職手当に係る源泉所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税等」という。）の納付について、当該職員が国外に転出していたことから非居住者に係る源泉所得税等として納付する必要があったところ、誤って居住者に係る源泉所得税等として納付した。このことから、本来、支払うべき非居住者に係る源泉所得税等に未納期間が生じ、不納付加算税及び延滞税が課されたため、これを支払うもの。 |
| 3 損害賠償額 | 25,000円 |

報告第2号

令和7年度新城市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和7年度新城市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2	総務費	1 総務管理費	18,238,000	9,977,000	66,000	10,043,000	9,966,000	77,000	77,000	77,000	0	0	0	0
4	衛生費	2 清掃費	187,000,000	74,800,000	0	74,800,000	0	74,800,000	74,800,000	7,500,000	0	0	67,300,000	0
11	災害復 旧費	1 農林施設災 害復旧費	148,348,000	94,051,000	39,659,000	133,710,000	43,896,777	89,813,223	89,813,223	776,513	0	83,836,710	5,200,000	0
合計			353,586,000	178,828,000	39,725,000	218,553,000	53,862,777	164,690,223	164,690,223	8,353,513	0	83,836,710	72,500,000	0

報告第3号

令和7年度新城市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和7年度新城市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	乗車券類販売事業	19,983,000	19,483,000	0	8,164,000		11,200,000		119,000
		公共施設マネジメント推進事業	22,735,000	22,735,000	14,935,000	0	0	7,800,000	0	0
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住基管理事業	3,504,000	3,504,000	0	3,388,000	0	0	0	116,000
		コンビニ交付推進事業	1,078,000	1,078,000		1,078,000				0
3 民生費	3 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	112,784,000	7,366,000	3,686,000	3,680,000	0	0	0	0
		児童館運営事業	3,914,000	2,611,000	0	0	0	0	0	2,611,000
		千郷地区新設園建設事業	22,924,000	22,700,000	0	0	0	1,600,000	0	21,100,000
4 衛生費	1 保健衛生費	休日診療所運営事業	4,735,000	4,735,000						4,735,000
		生活排水処理基本計画策定事業	5,148,000	5,148,000	0	0	0	0	0	5,148,000
	2 清掃費	廃棄物収集運搬事業	700,000	700,000						700,000
		クリーンセンター管理事業	19,300,000	19,300,000	0	0	0	0	0	19,300,000
		クリーンセンター整備事業	297,000,000	297,000,000	0	0	0	267,300,000	0	29,700,000
		新城北設ごみ処理広域化施設整備事業	27,555,000	27,555,000	0	12,666,000	0	0	0	14,889,000
6 農林水産業費	1 農業費	食料品等高騰対策支援事業	335,909,000	335,909,000	0	321,320,000	0	0	0	14,589,000
		農業経営近代化施設整備事業	10,634,000	4,659,000	0	0	4,659,000	0	0	0
	3 林業費	小規模林道事業(改良)	18,250,000	12,655,000	1,383,000	0	6,213,000	5,000,000	0	59,000
		農山漁村地域整備交付金事業(舗装)	48,400,000	34,950,000	0	0	23,233,000	6,200,000	0	5,517,000
7 商工費	1 商工費	企業用地等開発推進事業	40,414,000	40,414,000	0	0	0	0	0	40,414,000
		湯谷温泉配湯事業	6,050,000	6,050,000	0	0	0	0	0	6,050,000
8 土木費	1 土木管理費	豊橋新城スマートIC(仮称)整備事業	187,008,000	173,078,000	0	76,516,000	0	61,000,000	9,540,000	26,022,000
	3 河川費	緊急自然災害防止対策事業	201,000,000	153,062,000	0	0	0	142,100,000	0	10,962,000
	4 都市計画費	狭あい道路整備等推進事業	18,700,000	7,452,000	0	2,951,000	0	2,600,000	0	1,901,000
9 消防費	1 消防費	消防水利管理事業	19,052,000	19,052,000	0	0	0	0	0	19,052,000
		防災行政無線保守管理事業	16,335,000	16,335,000	0	0	0	12,500,000	0	3,835,000
10 教育費	2 小学校費	小学校管理事業	1,381,000	1,381,000	0	0	0	0	0	1,381,000
	3 中学校費	特別教室空調設備整備事業	581,746,000	369,226,000	0	0	0	369,200,000	0	26,000
	4 社会教育費	長篠・設楽原の戦い450年記念事業	1,238,000	1,238,000	0	0	0	0	0	1,238,000
		史跡長篠城跡整備事業	5,079,000	5,079,000	0	0	0	0	0	5,079,000
	5 保健体育費	学校給食施設改築事業	124,563,000	33,808,000	0	0	0	28,100,000	0	5,708,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生災害復旧事業	28,000,000	8,500,000	0	4,586,000	0	2,200,000	0	1,714,000
		公共土木施設小災害復旧事業	12,915,000	5,998,000	0	0	0	5,900,000	0	98,000
合計			2,198,034,000	1,662,761,000	20,004,000	434,349,000	34,105,000	922,700,000	9,540,000	242,063,000

報告第4号

令和7年度新城市下水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙
のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和7年度新城市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度損益 勘定留保資金			
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備費	円 488,775,000	円 334,578,403	円 71,000,000	円 16,115,000	円 32,600,000	円 22,285,000	円 83,196,597	円 -	工事名：公共下水道污水管渠布設工事 1-3 工事場所：新城市富永地内 工事概要：開削工 VUΦ150 L=318.5m 入孔設置工 N=8箇所 取付管布設工 N=6箇所 公共汚水ます設置工 N=6箇所 繰越理由： 工事に支障となる電柱移転において、不測の 日数を要し、年度内完了が困難となったため。